



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
発行責任者 宮島喜文
編集責任者 深澤恵治

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号
TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722
ホームページ <http://www.jamt.or.jp>

号外

医師の働き方改革を進めるための タスク・シフト/シェアに関する法改正 成立する

代表理事/副会長 丸田 秀夫

第204回国会（常会）において審議をされていた「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）」が5月21日の参議院本会議において賛成多数により可決し、法改正が正式に決定しました。本法律案の概要は以下の通りです。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等 の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施 等

<Ⅱ. 各医療関係職種専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法）【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【令和3年4月1日等施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

前ページの本法律案の概要<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>、1. 医療関係職種の業務範囲の見直しの通り、本法案の中に、タスク・シフト/シェアに関連する臨床検査技師等に関する法律の改正が含まれており、本年10月1日からの施行となります。

臨床検査技師等に関する法律の改正案は次の通りで、今後、臨床検査技師等に関する法律施行令並びに施行規則、各種通知文書等が発出されます。法改正により臨床検査技師に追加される予定の8業務の実施については、厚生労働大臣が指定する研修を受講することが求められていますので、当該講習会の指定の告示を当会が受けるべく現在、急ピッチで講習会開催の準備を進めているところであります。

**臨床検査技師等に関する法律の改正
【令和三年十月一日施行】**

<p>2 (略)</p> <p>四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。</p> <p>三 第二号の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。</p> <p>二 検体採取を行うこと。</p> <p>一 採血を行うこと。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係) 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為(第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うことを業とすることができる。</p> <p>第十一條 (試験の目的) 試験は、第二條に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。))及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第二十條の二第一項第二号において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p>	改 正 案	<p>2 (略)</p> <p>第十一條 (試験の目的) 試験は、第二條に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。))及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第二十條の二第一項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係) 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)並びに第二号の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p>	現 行
---	-------------	---	--------

法令改正を行いタスク・シフト/シェアを 推進する業務 (案)

採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液(ヘパリン加生理食塩水を含む。)に接続する行為
直腸肛門機能検査(バルーン及びトランスデューサーの挿入(バルーンへの空気の注入を含む。))並びに抜去を含む。)
持続皮下グルコース検査(当該検査を行うための機器の装着及び脱着を含む。)
運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極(針電極を含む。)装着及び脱着
検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為
消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為
静脈路を確保し、成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為
超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保し、造影剤を注入するための装置を接続する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為

(医師の働き方改革を進めるための タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 議論の整理 より引用)

※本件に関する最新の情報は当会ウェブサイトや会報JAMT等によりご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。